

令和元年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和元年12月11日(水)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会町内所管事務調査報告
 - 4、産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 水道料金の改定に関する審査特別委員会報告書について
水道料金の改定に関する審査特別委員会報告第1号
- 5 行政報告
- 6 一般質問
- 7 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 8 議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 9 議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 10 議案第4号 由仁町立保育所条例を廃止する条例について
- 11 議案第5号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について
- 13 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第8号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 15 議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 16 議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 17 議案第11号 令和元年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 18 議案第12号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 19 議案第13号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 20 議案第14号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について

○追加日程

- 27 議案第17号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
21 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
22 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
23 会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
24 会議案第2号 議員派遣について
25 意見書案 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
第1号
26 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	後藤篤人君
	1番	大島敏弘君		2番	加藤重夫君
	3番	早坂寿博君		4番	羽賀直文君
	5番	浮田孝雄君		6番	平中利昌君
	7番	大竹登君		8番	佐藤英司君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	局	長				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和元年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 平中君、7番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月9日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、水道料金の改定に関する審査特別委員会報告、町長提出案件として条例の制定案2件、条例の一部改正案4件、条例の廃止案1件、令和元年度各会計補正予算案7件、人事案2件の計16件であります。議会提出案件として会議案2件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件、計4件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号及び議案第2号については一括上程といたします。その他の会議案は、単独上程といたします。一般質問については、1日目の11日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、11日は日程第1から日程第20まで、2日目、13日は残りの日程とし、付議事件等全般について審議した結果、今定例会の会期については12月11日から13日までの3日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付したとおりです。

総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

羽賀委員長

○4番（羽賀直文君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は、由仁町の子供たちの学力向上について、ゆめっく館運営状況について、給食センター運営状況についての3件で、令和元年10月24日木曜日に実施しました。出席委員、説明員等は記載のとおりです。

調査結果は別紙のとおりでありますので、次のページをお開き願います。まず、由仁町の子供たちの学力向上についてですが、令和元年度における由仁町の学力向上に関する取り組みとして、1点目、平成31年度全国学力・学習状況調査、2点目、標準学力テスト、3点目、放課後学習、4点目、夏・冬休み学習会、5点目、学力向上委員会、これら5点について担当者からの説明を受けました。

この件に関する本委員会の所見といたしましては、所管事務調査により全国学力・学習状況調査と標準学力テストの結果の対応策として学力向上委員会が現状を分析し、改善策を講じる体制が構築されていることがわかりました。調査対象となる児童生徒の1学年当たりの人数が30から40人である現状から、平均点においても学年間のばらつきが生じることの説明もあわせて受けました。学習環境等、放課後学習や夏・冬休み学習会などの取り組みに加え、家庭学習を初めとした日常生活習慣の改善による学力向上への取り組みを期待するものであります。

次に、ゆめっく館の運営状況についてです。平成28年度から平成30年度の貸し出し冊数や入館者数を初めとした図書利用状況及び資料費やリクエストサービスの対応件数、令和元年度における施設修繕の実績について担当者からの説明を受けました。

この件に対する本委員会の所見といたしまして、限られた予算、スタッフの環境下で工夫を凝らしたイベント等を数多く行い、入館者の確保に努力している印象を受けました。利用者からの多様な図書リクエストに対し、所蔵していないものの対応として道立図書館を初め他館から図書を借り受けする相互貸借により、きめ細やかに対応していることが確認できました。また、読んだ本を記録する読書通帳配付や子育て世帯向けに育児の応援ブックガイドを配付するなど、さまざまな知恵を出し、運営しています。ゆめっく館は、開館から25年以上を経過し、徐々に老朽化が進んできています。図書館は町の文化のバロメーターと言われており、将来も必要な公共施設でありますので、適正な維持管理を望むものであります。

最後に、給食センターの運営状況についてです。現在の給食センターは昨年4月から運営が開始されておりますが、旧施設と新施設の運営経費の比較や残食実態について担当者からの説明を受けました。

この件に対する本委員会の所見といたしまして、平成30年4月から新施設での運営が始まり、聞き取りの結果から、大きなトラブルもなく円滑に移行できているようでした。新旧施設の運営経費比較では、委託料の増額については当初から3人の増員を見込んでいたことから予定どおりでありましたが、新たに空調機器や電気式調理機器を導入しており、需用費が増加していることから、継続的な節約に努めていただきたいと考えます。また、小中学校とともに重量ベースで30%程度の残食が確認されました。栄養量を計算されて提供されていることから、健やかな身体づくりのためには食事量を減らすわけにはいきません。昨年度から残食量の調査を始めたとのことでありますが、引き続きデータを収集し、改善に向けた取り組みを期待するものであります。

以上、総務文教常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、3の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

産業厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

大竹委員長

○7番（大竹 登君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了いたしましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、令和元年10月3日木曜日に実施いたしました。出席委員、説明員は記載のとおりです。

調査結果につきましては、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から10月1日現在の主要農作物の生育状況について説明を受けた後、そらち南農業協同組合の花弁出荷用予冷庫においてユリの品質状況調査を行い、大豆及びてん菜のほ場を視察しました。また、米穀乾燥調製貯蔵施設において、そらち南農協からの水稻の生育状況や品質状況について説明を受けました。

主要農作物の生育状況についてですが、詳細はお目通しいただき、概況のみとさせていただきますので、ご了承ください。水稻、秋まき小麦、大豆、てん菜、タマネギにつきましては、記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。続きましてはユリの品質状況についてであります。高品質な製品を市場へ出荷いたしまして、需要がピークとなるお盆の時期には日量約500ケース出荷しております。出荷実績につきましては、平成30年度では9戸の生産者が金額ベースで約1億450万円出荷し、令和元年度においても9月24日現在8,850万円を出荷しております。続きましては水稻の生育経過や品質状況についてであります。お目通しいただきたいと思っております。

最後に、調査の結果、ことしは春先から好天が続き、降水量が少なく干ばつ傾向があったものの、順調に生育し、全般的に平年作を見込める状況であり、出来秋に期待しているところであります。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 水道料金の改定に関する審査特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、水道料金の改定に関する審査特別委員会報告第1号、水道料金の改定に関する審査特別委員会の委員長報告を求めます。

大竹委員長

○7番（大竹 登君） 水道料金の改定に関する審査特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は、令和元年9月9日開会の第3回定例会において設置され、水道料金の改定について審査することといたしました。その審査が終了いたしましたので、報告いたします。

委員会は、議長を除く9名で構成し、10月18日、29日、11月14日、25日、12月9日の計5回開催いたしました。水道料金の改定について町から提示があった内容は、人口減少による給水収益の減少に伴う対応と財源不足を補うための基準外繰り入れを解消するという2点でありました。その内容をもとに審査を行ったところ、人口減少に伴い給水人口が減少する中においても企業会計の原則として独立採算による経営が基本であることは理解できますが、提示があった内容では負担が大きくなる利用者が出てしまうことから、特別委員会といたしましては一般会計からの一部繰り入れはやむを得ないとの結論に至りました。

以上、報告といたします。

○議長（熊林和男君） 以上で水道料金の改定に関する審査特別委員会委員長報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和元年第3回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。11月30日現在の寄附金の件数と金額は、受け付けベースで2,910件、8,008万円となっております。昨年の同時期と比べますと、件数で152件の増、金額で310万円の減となっております。ただし、昨年の実績には胆振東部地震に伴い寄せられました災害支援金の約600万円が含まれており、これを勘案して差し引きますと件数で256件、金額では289万円の増となっております。今後もより多くの寄附者の共感を得ることができるよう努めてまいります。

第2点目は、災害時等に関する協定の締結についてであります。本年11月20日、株式会社チュプチニカと災害時における避難所施設利用に関する協定を締結いたしました。この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に株式会社チュプチニカが所有する旧由仁町立三川小学校体育館等の施設を避難所として開設し、利用することができるものであり、地域住民に対して災害時などにおける安全、安心の場の提供を目的とするものであります。このほか、本年の6月20日にヒナタフーズ株式会社と災害発生時において納豆やもやし、飲料水等の物資供給を要請できる災害時の物資等供給に関する協定を、また7月12日にはユニ建材有限会社とライフラインの応急活動及び復旧活動に必要な重機、車両等の協力を要請できる道路等災害時における応急活動及び復旧作業等の協力に関する協定を、さらに8月30日には一般社団法人札幌地区トラック協会南空知支部と物資の輸送業務を要請できる緊急時における輸送業務に関する協定をそれぞれ締結をいたしました。これによりまして、当町の災害時等に関する協定は今年度締結しました4件と合わせて合計16件となったところであります。今後とも災害時における被害の拡大防止と早期復旧を目指し、多くの企業、組織と連携しながら災害時等に関する協定の締結を進め、町民の皆さんが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、第3点目は、道央廃棄物処理組合における焼却施設建設工事請負契約の締結についてであります。道央廃棄物処理組合では、令和6年4月からの焼却施設稼働に向けての準備を進めているところでありますが、本年9月30日に建設工事の入札が執行されました。予定価格157億3,000万円に対しまして116億3,800万円で日立造船・五洋建設・丹波組特定共同企業体が落札し、11月15日に行われました同組合議会第2回定例会において工事請負契約の締結が議決されたところであります。入札は、制限つき一般競争入札で行われ、落札率は74%でありました。契約の期間は、本契約の締結の日から令和6年7月31日までとなっております。

第4点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稻につきましては、農林水産省が公表した作況指数は全国で99、北海道で104、南空知で104のやや良で、10アール当たりの予想収量は南空知で562キログラムとなっておりますが、由仁、長沼、

栗山、南幌町の南空知4町では約500キログラムと見込まれているところであります。品質につきましては、そらち南農業協同組合によりますと、ななつぼしを中心に成熟していない緑色の粒、青未熟粒の混入が多く見られましたが、腹白、乳白粒、白い色で不透明な粒のことでありますが、その発生はやや見られたものの、調製作業に大きく影響を及ぼす程度ではなく、製品率も高目に推移をしているところであります。また、出荷の状況であります。11月末現在の由仁町全体の出荷数量は12万550俵で、全量1等米として出荷されておりますが、高品位米の割合は約16%程度と平年よりたんぱく値は高目となっております。

てん菜につきましては、生育は良好で、日本甜菜製糖株式会社の由仁原料事務所によりますと、収量は10アール当たり7.6トンと平年を上回り、糖分は16.3%と平年並みの見込みとなっております。豆類であります。大豆につきましては7月下旬から8月上旬にかけての高温により、例年より皮切れ粒、しわ粒の発生が多く見られたものの、汚れた粒であります。汚粒の発生は少なく、上位等級品が中心となっているところであります。小粒大豆の収量は、10アール当たり4.2俵前後と平年を上回る状況となっております。小豆につきましては、昨年並みの作付面積となっておりますが、10アール当たり3俵台後半の収量見込みとなっております。品質につきましては、大豆同様やや小粒傾向となっております。タマネギにつきましては、6月から7月にかけて降雨が少なく干ばつ傾向であったものの、球肥大期に、球が大きくなる時期にタイミングよく降雨があったことから、肥大が進み、全体的に大玉傾向となり、収量は10アール当たり約6トンと平年を上回る結果となっております。バレイショにつきましては、全体的に大玉傾向で、そうか病、皮にかさぶたのような斑点ができる病気のことでありますが、その発生が若干見られたものの、収量は10アール当たり3.4トンと平年を上回る結果となっております。花卉につきましては、日照量が多かったこともあり、前進出荷、出荷時期を早めることでありますが、高温の影響により出荷本数が若干減少しましたが、販売額は7年連続で3億円を超えたところであります。その他一般野菜につきましても、好天に恵まれ、軒並み増収となっておりますが、全道的にも豊作傾向であったため、販売市況はどの作物でも安値で推移しております。

本年は、4月、5月は天候にも恵まれ、生育は順調でありましたが、6月、7月は降雨が少なく干ばつ傾向となり、8月下旬以降は降雨が続くなど異常気象でありましたが、ほとんどの作物において収量増収となり、総じて平年を上回る作況となったところであります。

第5点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木、建築事業につきましては、由仁3条線道路改築工事は11月12日に、由仁神社線道路改築工事は11月20日に、由仁町公営住宅北栄団地3号棟建て替え工事は11月29日に完成をいたしました。なお、北栄団地につきましては、12月16日、来週の月曜日から入居を開始する予定となっております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区処理施設第4工区工事は、11月15日に完成をいたしました。

行政報告は以上5点でございます。

(何事か言う声あり)

○町長（松村 諭君） 失礼いたしました。

主な工事の進捗状況の報告につきまして、由仁3条線道路改築工事の完成月日を11月11日のところを12日とご報告申し上げました。11月11日に訂正をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和元年第3回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告申し上げます。

ゆに教育の日の取り組みについてであります。この取り組みについては、平成22年度から、町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に11月1日をゆに教育の日と定め、さまざまな取り組みを実施しているところであります。その取り組み内容ですが、11月1日に町内小中学校、幼稚園、保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、延べ196名の保護者や地域の方々に子供たちの授業の様子や活動の様子を見ていただいたところであります。また、11月27日には各小中学校の児童生徒の代表合わせて15名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。「小学校と中学校が一緒にできることは何だ？」をテーマに、小中一貫教育を進めていく中で小中学生が一緒に行事や課外活動ができないかをグループで話し合い、発表、決議が行われました。子ども教育委員には話し合われた内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会において行事等の実現に向けて検討を深めていくことを期待しているところであり、私ども教育委員会といたしましても子供たちの意見を参考にしながら今後の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。このほか、ゆめつく館の利用と本に親しむきっかけづくりとして11月をゆに読書月間と定め、家庭での読書習慣の機会をふやすことも目的に、ゆめつく館で古本市や秋の絵本展「おうち探検！」を開催したところです。また、由仁町文化連盟が主催する由仁町文化祭や由仁町芸能音楽発表会についても教育委員会として支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、行政報告を終わります。

◎日程第6 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問においては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番(加藤重夫君) 私は、2点について教育長にお伺いします。

まず初めに、登下校時の交通安全対策について教育長にお伺いします。全国各地において登下校時における痛ましい交通事故が発生しており、児童生徒の交通安全対策はこれまで以上に強化していかなければならないと考えております。少し前の話になりますが、文部科学省は平成25年に通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組み及び通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について通知をしております。学校関係者や保護者等の協力により、通学路の点検や安全対策を計画的に進めることを求めています。文部科学省からの通知後、登下校時における交通安全体制の確保についてどのような対策をとっているのか、教育長にお伺いします。

○議長(熊林和男君) 教育長

○教育長(田中宣行君) 加藤議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒が安全に安心して通学できるよう、交通安全対策を推進していくことは極めて重要なことであると認識しております。ご質問にありますとおり、平成25年の文部科学省からの通知により、児童生徒の交通安全対策強化が求められており、教育委員会では危険箇所の調査を行うとともに、平成27年に国・道の道路管理者や警察、PTA、町の関係部署との連携により由仁町通学路交通安全プログラムを策定し、危険箇所の点検作業を実施しております。この点検結果を踏まえ、歩道や防犯灯を設置するなど、子供たちが安全に通学できるよう対策を講じたところであります。また、学校においては、危険箇所に係る啓発や注意喚起を促しながら交通安全に係る指導をしているところであります。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) 加藤君

○2番(加藤重夫君) これから真冬に向かっていきますが、例えば屋根からの落雪の危険性とか、除雪等で車の見通しも悪くなっていくところがあると思いますが、そういう雪害対策はどうか、教育長にお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長(熊林和男君) 教育長

○教育長(田中宣行君) 例年もそうなのですが、最近とみに異常気象などがあって、特に冬場なども昨年あたりも暴風雪がありまして、交通安全といいますか、道幅が狭くなったりするような状況が非常に多く見られるようになりました。それで、私どもとしては、道路管理者に対してスクールバスの運行をスムーズに行うような除雪体制の確立だとか通学路の確保について、関係部署と連携をとりながら行っているところであります。今後ともそういう異常事態に対しては当然集団下校なども考えられますので、万全を期して地域と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） ぜひ関係部署と連携をとりながら進めていただきたいと思います。

全国各地で近年子供たちの痛ましい事故というか、事件というか、多く見られております。例えばことしの5月に川崎で19名が殺傷された通り魔事件とか、先月11月12日にも青森県で児童が切りつけられるような通り魔事件なんかも発生しておりますので、交通安全対策だけでなく防犯対策も重要なことと思いますので、子供たちが事故に遭わない明るい学校生活を送ることを望みまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

小中一貫教育の推進について教育長にお伺いします。平成28年4月から制度化されたいわゆる小中一貫教育の導入は、当町にとっても教育環境の充実を図る上で効果的な取り組みであり、その成果には期待しているところであります。当町においては、来年4月から小中一貫教育を導入するものとして準備をしているものと承知しておりますが、改めてどのような方針により推進しようとしているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

当町における小中一貫教育につきましては、導入時期を令和2年4月と定め、基本方針を策定し、小中学校に示した上で準備を進めているところでございます。基本方針については、由仁町の目指す子供像として、ふるさと由仁を愛し、ともに未来を創造する心豊かでたくましい子を掲げ、義務教育9年間を通して学校、家庭、地域と一緒に子供たちを育てていくことができる教育環境づくりを進めていくこととしております。当町が目指す小中一貫教育の形態は、これまでの小学校、中学校の基本的な枠組みは変えずに、小学校6年、中学校3年の6・3制を基本として、校舎も現在の小中学校校舎を使ってまいります。また、考え方の中には、小中学校で目指す子供像の共有、中学校卒業までを見通した一貫した指導、小中学校での豊かな教育環境づくり、子供同士や教職員間の交流と共同の以上の4点を基本としてまいります。学校統合が完了し、小中学校が1校ずつとなった当町においては、小中一貫教育的な姿が既にでき上がっているとも考えられますが、学校現場の意識、家庭、地域の意識を一層高めていくことが今後ますます重要になってくるものと考えており、小中一貫教育制度を正式に導入することをきっかけに、よりよい子供たちの教育環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） ことしの8月に総務文教常任委員会で渡島管内の八雲町へ行政視察に行っていました。そのとき小中一貫教育に取り組む中で地域との連携が重要だと感じているところでもありますけれども、学校、家庭、地域の連携について由仁町における取り組みについては具体的にどのような方法をとっていかようとしているのか、再度教育

長にお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 当町においては、既に地域の方々の協力を得て教育は進められておりまして、非常に感謝申し上げたいというふうに思っております。それで、各事業においても農業関係者の方々だとか、人権擁護委員だとか、そういう方々の協力を得ながら教育は進められておりますけれども、今後小中一貫教育を進めるに当たっては、今国でも推奨しておりますコミュニティ・スクールというものを基本に、先ほど質問の中にもありました八雲町でもやっていると思いますが、コミュニティ・スクールを基本に据えて当町の地域、家庭、学校が一体となって教育環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） ぜひ地域と連携されて、よい方向に向かっていただきたいと思えます。今若い世代の人口流出、少子化により、児童生徒の減少は避けられない大きな問題だと思いますが、由仁町で育つ子供のために少しでもよい学校、教育環境を与えてあげられるよう進めていただきたいという思いを伝えまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、大島君の発言を許します。

大島君

○1番（大島敏弘君） 移住、定住対策について町長にお伺いいたします。

由仁町の農業・農村振興計画書によりますと、本町の農業構造において農家戸数及び農家人口は年々減少を続け、高齢化が進行しており、後継者がいない農家が約7割を占めるということが示されていますが、この状況は他の産業においても同様の傾向にあると思われれます。一方で、近年地方へ移住するUターンやIターンの現象もあると聞いております。当町においても、都市部で働いていた青年が親元就農をしたり、都市部からの移住により当町で新規に起業する事例も生まれております。このように若い世代の地方回帰の流れがあるとすれば、その潮流を引き寄せ、移住、定住の取り組みに活用することにより各産業の後継者対策にも有用と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

都会の喧騒を離れ、満員電車や高い家賃とは無縁などかな地方や田園のまちでゆったりと暮らしてみたいといった、そんな思い、いわゆる地方への移住願望は、在宅勤務など会社のオフィス以外で仕事をする新しい働き方を導入する企業がふえつつある現在、都会で働く若いビジネスマンの心理に少なからずあると言われております。国土交通省白書では、3大都市圏に住む20代の25%が地方への移住希望を持ち、その移住先として北海道が全国で2位という人気の移住先であるという調査結果が掲載されておりました。この

ように、経済一辺倒の豊かさではなく、自然や地域との触れ合いを大切にし、地域を志向し、地域を大切にしたいという若者もふえていると、そんな指摘も確かにあるものの、具体的に当町への移住、定住へつなげていく方策は一朝一夕ではありません。現在できる取り組みを一歩ずつ着実に前に進めることが肝要であると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、町内のNPO法人が運営する由仁町移住交流支援センターを核として、暮らし、なりわい、移住支援をワンストップで行う窓口として現在各種取り組みを行っておりますが、その相談件数も徐々に増加しており、昨年度は7世帯13名の当町への移住実績がありました。また、空き家の登録件数及び登録相談件数や売買、賃貸の成約件数も少しずつではありますが、増加しているところであります。さらに、移住希望者や観光客向けの宿泊施設、星降る暮らしの宿いっぽが同NPO法人によりまして本年4月に古山地区に開設したところであり、さらには本年度も、来年の1月になりますが、首都圏で開催されます移住フェア相談会に参加を予定しているところであります。

後継者や担い手の不足につきましては、議員ご指摘のとおり、農業の分野のみならず、商工業、全ての産業で課題となっているところであります。人口減少社会であることを真摯に受けとめ、優良な農地を初め、当町の大切な地域資源を守り、それを次の世代へしっかりと受け継いでいく必要があります。したがって、私は業種を超えた地域の担い手を育成、確保すべきと考えております。平成29年度からは由仁町若者担い手育成塾を創設し、若者同士が縦、横の関係を築きながら夢の実現や課題解決方法を習得するなど、ビジネスの手法を学ぶ、そんな場を通して由仁町の将来を担う世代の育成に努めているところでもあります。また、結婚をし、家庭を持ちたいと望む男女がその多くが出会いの機会に恵まれるよう、その支援を行うために平成28年に設立いたしました由仁町縁結び協議会におきましては、現在10名の縁結び相談員が中心となりましてカップリングを目指す活動を行っているほか、結婚支援事業、いわゆる婚活パーティーであります。町内や札幌市内のホテルなどを会場としてこれまでに5回開催をしたところであります。この協議会の取り組みを通しまして、本年は町内の農業後継者2名、会社員1名の計3組の成婚カップルが誕生したところであります。いずれにいたしましても、町といたしましてはこれら移住、定住を初め、人材育成等に関する取り組みを推進するとともに、基幹産業であります農業の分野におきましては引き続き国の就農支援資金や農業機械導入助成事業などの活用を推進しながら、後継者の育成にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） 今ほど町長のお話の中で花嫁対策についての説明がありましたが、これは後継者がいる場合の施策ということですが、新規に農業を始めることを希望する方に対する対策はどうされているのか、再度町長にお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大島議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

当町において新たに農業を営み、農業の振興に寄与されると期待される方に対し、その営農開始に向けて必要となる資金援助などを行うため、また新規就農者の受け入れ促進を図り、農業の振興、地域の活性化を図ることを目的といたしまして、町と農業委員会、JA、改良区ほか農業関係機関で構成する新規就農者支援対策会議を本年6月に新たに設置をしたところであります。この組織におきましては、就農を目指す方の研修計画の審査業務や研修中のフォローアップなどを行うものであります。既に本年4月、旭川市から移住し、当町で新規就農を希望する方の研修計画を設立いたしましたこの組織のほうでその研修計画を承認いたしました。町におきましてはこの対策の第1号新規就農予定者としての認定を行ったところであります。当該研修生におきましては、当町の指導農業士のほ場を中心に花卉栽培の研修を実践しておりまして、来年度からの新規就農を目指しているところであります。引き続きこれらの取り組みを含みまして新規就農者支援対策会議を通しまして全町的に新規就農者の支援対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） 今まで説明を聞かせてもらったのですが、これからの若者の移住先が由仁町であるということをもっとPRしていただきたいのと、地域担い手の育成をこれまで以上に進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、公立、公的病院の再編統合についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は、9月26日、全国の公立病院や日赤、厚生連など1,455公的病院のうち、診療実績が特に少ない、診療機能が類似、近接する424病院を再編統合の再検証の必要があるとし、公立、公的医療施設名を公表いたしました。そのうち、北海道では111病院中54施設が公表され、由仁町立病院も含まれております。由仁町の場合、既に町立診療所と老健施設として再編され、患者のUターン現象の増加や訪問診療、訪問リハビリなど通院の足の確保に苦勞されているお年寄りや住民に大変喜ばれていると聞いております。今後とも住民に喜ばれ、より信頼される施設として存続、発展を前提に経営改善も含め努力すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

厚生労働省は、地域医療構想ワーキンググループにおいて各都道府県の地域医療構想会議での議論を活発化させるために、大竹議員のご指摘のとおり、公立、公的医療機関の診療実績データの一部を分析したその結果等によりまして、一定の要件に該当する病院、全国で424、道内で54の病院を再編統合の必要性について特に議論が必要な公立、公的医療機関としてその病院名を公表し、当町の町立病院も含まれていたところであります。この報道を見た町民からは、診療所がなくなるのではないかと、そんな不安な声も聞いているところでもあります。

今回国が公表のために分析したデータは、平成29年度の病床機能報告により行われたものであります。当町では国が実現しようとしている医療構想の一つを先取りし、既に有床診療所と介護老人保健施設への転換を行い、訪問診療など在宅医療を取り入れながら、地域のかかりつけ医としての役割を果たしながら運営をしているところであります。国では、今回の取り組みは一定の条件を設定して急性期等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能や必要な病床数等について再検証を求めるものであって、必ずしも医療機関の統廃合や将来担うべき役割、またそれに必要なダウンサイジング、規模の縮小、機能分化等を機械的に決めるものではないとしております。しかしながら、公表された医療機関や市町村においては、地域の実情や実態を何も考慮せず、一方的に再編統合を公表したとの厳しい意見が出され、北海道町村会におきましても全国一律の基準で分析した結果をもとに国が強制的に再編統合を押しつけてはならないと、さらに将来の地域医療のあり方について地域の実情を踏まえ、柔軟な対応を求めるために、10月16日、地域医療構想に関する緊急要望を国へ提出したところであります。

町立診療所におきましては、本年5月に新たな内科医師の採用によりまして、現在常勤医師3名の体制で訪問診療の患者さんに対し、24時間往診できる体制を確保するなど、在宅医療を拡充しております。その活動が徐々に浸透し、町立診療所の外来患者数の増加など、経営にもよい影響があらわれ、今後も他職種との連携を図りながら在宅医療を充実し、町立診療所の経営改善を図ってまいります。

次に、介護老人保健施設ひだまりにおきましては、現在定員29名に対し、15名弱の利用となっております。その要因としましては、介護老人保健施設は特別養護老人ホームとは異なりまして、在宅生活を基本とした中間施設であることから、ついの住みかとしての長期の入所施設として捉えられていないことや制度的に利用料金が特別養護老人ホームよりも高くなることなど、さまざまな要因が考えられますが、今後とも需要の動向を検証し、他職種とも、また他町の需要動向なども把握をしながら、かつ当町のひだまりをPRしながら、利用者の増加に努めてまいります。また、介護保険事業計画、来年度は3年に1度の見直しの年度であり、将来に向けた介護保険サービスの方向性が検討されます。町民の健康、安全、安心のために意向調査などの結果を踏まえ、今後の事業展開を考えてまいります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 今答弁がありましたけれども、再度お尋ねをいたします。

町長の答弁にありましたように、住民の中からのなくなるのではないかという不安につきましては、国の表現で再編統合というところがかなくなって、どこかに一緒にするというような方向で出されているのかという、そういうような質問も結構私も受けるものですから、町立病院の場合現状を維持しながら在宅医療を中心として存続、発展をさせていくということを前提に当面は考えていいのかということが1点であります。

それから、2点目は、転換をするときの要因として2つの問題があったと思います。1つは、国の診療報酬等の改善というか、それによって国の交付税措置がベッド数から稼働率に転換をされた。だから、稼働率の悪いところは縮小しなければ、お金がかかって遊ばせておいても、来る金が来ないからますます病院経営自体も大変になっていくという要因から、一般病床を19床にして、そして3階部分は老健施設として29床に減少した。住民のニーズにどう応えるかということと経営改善の両方の側面があっただと思うのです。そういう点で、住民の人とか私も月に1回程度町立診療所に通っております。患者さんのいろんなお話を聞きますと、大変驚くことがあります。随分たくさん患者さんが廊下まで並んでいるとか、それからリハに行きますと診療の先生とリハビリのあれがタイアップされて、先生も訪問してくれるし、リハのほうも訪問してもらえる。大変助かっているよという、町外の病院に行かなくても済むようになったものねというふうなあれも聞きますけれども、そういう点でいえば、病院部門で経営的に、まだ始まったばかりですからあれですけれども、経営的にいえばどう改善を今されてきているのか。

それから、もう一つ心配なのは、先ほど答弁にありましたけれども、ひだまりのほうであります。稼働率が50%を切っているという状況で、要因としては在宅中間施設としての活用であるためになかなか患者が、先ほどの答弁のあれではそれに入るという患者が少ないのかなという、それと利用料が高いという要因もあって入らないという、私はただそれだけではないようにも聞いております。今全般的に介護職員が介護施設や病院においても確保が非常に難しいと、介護職員の確保が足りなければ、患者を受け入れたくても受け入れられないという状況も出るというようなこともあるのではないかと。それで、今後ひだまりを継続するとすれば、遊ばせると稼働率をどう高めるかということが非常に大きな要因になってくるのではないかというふうに思います。

それで、大きく言えば3点について改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

回答のほうがちよっと前後するのでありますが、2番目の質問ということで、公立病院、私どもに対する交付税の措置に関してであります。これはまだ現行の交付税制度が維持されておまして、今回の国の発表の後公的病院に対する交付税の措置がどのように変わっていくのかというのはまだ全然見えておりませんので、今この場でこういうふうになるだろうという臆測に基づいたお答えはできませんので、この点だけはご了承いただきたいと思います。ただ、過去のさまざまな例を見ますと、このように厚労省が発表した中

にあつて、計画どおり実践をしないところは制度的に何らかの措置があるのではないのかなというふうに私は個人的には思っているところでございます。

続きまして、ひだまりであります、これは議員ご指摘のとおりです。人的、介護職員が不足をしております。これはうちの施設だけではなくて、どこの施設でも介護職員が不足をしております、それぞれの施設が苦勞してローテーションを見直し、何かをいたしまして対応しているというのが現状であります、当町のひだまりの場合、オープンしてまだ時間的に短いものですから、これは既にほかのまちの老健施設に入っている方が移つて、地元の由仁町の施設、ひだまりのほうに移ってくるというのはなかなか少ないというか、非常にレアなケースでありまして、新規の患者さんの場合は入っていただけるのですが、既に入っている中が移ってくるということは少ないというのが実態でございます。

もう一つは、先ほども答弁の中で申し上げましたが、特別養護老人ホームと明らかに利用料金に差があると、こういうことを考えますと、介護老人福祉施設に轉換して日にはまだ短いのでありますが、今後どのように展開していくのかと、これはもうちょっと時間をかけて見きわめていかないとだめでないのかなと。もしかしたら現行の介護保険制度、医療制度の中においてはもう既に役割が終わりつつあるのかなと、そういったことも考えられると、そこはしっかり需要動向を見きわめていきたいと考えているところでございます。

あと、一番最初に質問されました病院のことでありますが、私は、ご承知かと思いますが、かつて町立病院に対しましてさまざまなご質問をいただきました。時期ははっきり覚えていないのでありますが、たしかそのときに私は、病院というものは医術、お医者さんの治療、医術の問題、それと算術、医術と算術、これは経営です。この2つの側面から考えていかなければならない。ですから、当時の轉換前の町立病院というのは、現状で町立病院のままで残していくことは大変難しいというふうに私はお答えをさせていただきました。その考えに基づきまして、私は今町立病院をベッド数を減らしまして、現在の形、診療所に轉換したところであります。町民の方からも好評を博しておりますし、収入のほうも伸びておりますが、まだまだ道半ばではあります、少なからず信頼を得る、町民の皆さんから信頼される医療機関として支持されるようになってきたのではないかなと考えているところであります。

これは、私どもの町だけに限定される問題ではありませんが、過疎地域における町立、市立の公立病院というものは医療、それから救急、災害など町民や住民にとってはなくてはならない施設でありまして、一度なくすと再び新たに病院を開設するということが大変難しい施設であります。だからといって、多額の赤字を抱えたままで不採算のままで持続的な経営が、あるいは運営が可能かといいますと、これもまた現在のそれぞれの自治体が抱えている、由仁町だけではなくて抱えている財政状況を考えますと非常に難しいのではないかなと思っているところでございます。私はこの点に対しては素人ではありますが、こうして今新しい時代を迎えますと、これから求められる医療サービスというのは、医療、救急、災害だけではなくて、厚労省の味方をするわけではないのですが、地域の実情を踏まえた新たな役割を發揮していかなければならないと思っているところでございます。

国レベルでは財源の問題で社会保障費の抑制が取り沙汰されております。しかしながら、今健康あるいは医療の戦略の展開を見ていますと、食べ過ぎや運動不足、ストレスが原因となりまして生活習慣病など新しい病気もつくり出してしております。そのために、医療のほうも検査を重視し、保健の分野でも予防を中心とするものによって変わってきております。これからは、医療機関も治療だけではなくて予防を重視する。病気にならない。病気になっても重症化させない。治療が始まっても社会から分断させない。切り離さない。保健、福祉、介護などさまざまな関連分野が連携していくことがより一層必要になると思っております。

由仁町の人口は約5,000人であり、現在65歳以上の人が2,094人であり、高齢者人口は41.31%になります。国が発表しました平均寿命は男が81.3歳、女性は87.3歳で、由仁町の寿命は把握しておりませんが、令和2年度になりますと由仁町においても100歳を超える長寿者が倍の8人に達するところであり、今盛んに言われておりますまさに人生100年時代の到来であります。マラソンコースの周回ではありませんが、これまで定年退職を迎えるまでと、還暦、いわゆる60歳までが人生の1周だった。そんな時期から、これからは2周を走らなければならない。生きていかなければならない。そんな人生が当たり前になってくる時代だと私は考えております。介護も高齢者をただ単に介護するばかりの、そんなスタイルではなくて、2周目の人生をどのように暮らしていただけるのかと、そういった側面からも考えていかなければならないのではないかと考えているところであります。

札幌や岩見沢などいわゆる1次医療圏との距離だけの遠い、近いという、そんな距離だけの問題ではなくて、高齢者がもう42%になる。人口の半分近くが高齢者になっているという、この由仁町の実情を踏まえた上でこれからの医療サービスを考えていかなければならない。2周目の人生を送る人方にどんな医療サービスを展開できるかということがこれからの診療所に課せられた役割ではないかなというふうに考えております。そう考えますと、今診療所はスタッフが一生懸命町民の信頼を得るために汗を流して働いておりますが、まだまだ2周目の人生に十分対応しているとは考えられません。これらの実情を踏まえた上で、健康、医療のサービスを新しい形で作りかえていかなければならないというふうに私は考えております。よく耳にするかと思えます。地域包括ケアシステムという言葉であります。由仁町が抱えております社会的、人的な資源の連携、循環は、これはまさに地域包括システムを具現化するための要因であると考えております。町立診療所には2周目の人生をしっかりと送っていただくための医療サービスの提携、そして地域包括ケアシステム、その体制の中核的な役割を担ってもらうことを私は期待をしておりますし、またそのようにやるように病院のほうに指示をしているところでございます。

以上でお答えを終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 町立診療所になってから非常に患者数もふえ、特に高齢者がふえてきているものですから、足の確保がなかなか難しいお年寄りなんかにとって、いろいろよかったよという話は聞いております。ただ、由仁町のように過疎地帯、人口減、交付税

の減少等、体力が弱い自治体ほど財政的に、住民に喜んでもらえる方向に進んでいるということは確かに私も喜ばしいことだし、何よりも大事な病院の先生と住民の信頼関係というのが以前にも増して信頼されてきているのかなという感じはいたします。ただ、現状のあれからいいますとそういう面と、病院のあれというのは医は仁術の側面と、それから算術の側面と両方あるものですから、医師も確保されて、訪問やいろんなことがあって、喜ばれて、患者もふえてきて、機能も増加してきていると、そういう面と繰り入れが減る、そういう相乗効果で繰り入れが減る方向で進んでいるのか。患者数がふえれば当然収入もあれですけども、利用者から聞きますとリハビリの訪問のあれなんかもふやしてほしいという声も聞いておりますけれども、そうすると来年度からでもリハのスタッフをふやすと、そういうことも含めて今後の経営改善の中身について、喜んでもらってどんどん利用者がふえてもトータルでいけば財政的にますます困難になるという方向になるのか、その改善も含めて今後の方向についてどう考えているかということについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

経営改善に向けて、まず一般会計からの繰り入れなどを考えていきますと、これは先ほど申し上げましたとおりにまだまだ道半ばでございます。できる限り繰り入れを行わないように、そのように経営改善に努めてまいりたいと思います。もうかるものに対してはしっかりとサービスを提供して、経営改善に努めていきたいということであります。

スタッフの問題であります。これはまた組織の問題もございますので、今検討中でございます。この議会の本会議場においてははっきりとこういう形に持っていくというふうな結論にまだちょっと至っていないものですから、お答えのほうは申しわけございませんが、控えさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 大竹君、4回目なのですけれども、よろしいですか。

○7番（大竹 登君） 質問ではありません。

基本的な考え方と今後努力されるという方向については理解できました。一層の努力を期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第6、一般質問を終わります。

◎日程第7 議案第1号及び日程第8 議案第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第7、議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第8、議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号、日程第8、議案第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、非常勤職員等の適正な任用と勤務条件の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、令和2年4月から地方公務員の臨時、非常勤職員について特別職の任用の厳格化及び臨時的任用の労働条件の適正化を確保するとともに、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、由仁町における会計年度任用職員に対する報酬等に関する事項を定めようとするものであります。

議案第1号の第1号会計年度任用職員は、常勤職員より短い勤務時間で任用する区分をパートタイム会計年度任用職員とし、報酬については職員と同じ給料表を用い、労働時間に応じて月給、日給、時給を支払うものであります。議案第2号の第1号会計年度任用職員は、常時職員と同じ勤務時間で任用するもので、区分をフルタイム会計年度任用職員とし、職員と同じ給料表を用いて給料として支払うものであります。

初めに、会計年度任用職員制度導入に係る条例案の概要について説明させていただきますので、議案第1号資料をごらんください。まず、1の制度概要であります、地方公務

員法及び地方自治法の改正により、現行の非常勤職員制度等が見直され、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、条例を整備するものであります。

2の条例の概要であります。地方自治法の規定に基づき、この条例によって報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定めるものであります。

3の職の位置づけであります。現行の非常勤職員は地方公務員法の適用を受けない特別職であるのに対しまして、新たに創設される会計年度任用職員は地方公務員法の適用を受ける一般職に位置づけられるものであります。

4の条例の構成の説明は、省略をさせていただきます。

続きまして、議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について説明をいたしますので、議案書の1ページをお開きください。

第1条は、条例の目的であります。第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、パートタイム会計年度任用職員の定義についてであります。

第3条は、報酬に係る規定で、第1項は会計年度任用職員の職種に応じた報酬を区分するものであります。

2ページをお開きください。第2項は月額報酬の額、第3項は日額報酬の額、第4項は時間額の報酬額の算定について規定しております。

第5項は、前項の報酬のほか、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務の各勤務に係る報酬、期末手当、費用弁償を支給することを規定しております。

第4条は、時間外勤務報酬であります。正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた者には時間外勤務報酬を支給することの規定で、各項におきまして支給割合を規定しております。

4ページをお開きください。第5条は、休日勤務報酬に係る規定であります。休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた者には休日勤務報酬を支給することを規定しております。

5ページをごらんください。第6条は夜間勤務報酬の支給を、第7条は特殊勤務報酬を支給することを規定しており、対象となる特殊勤務は一般職の常勤職員に支給される特殊勤務手当の例によるものとしております。

第8条は、期末手当の支給であります。期末手当は、任用期間が6カ月以上の者を支給対象とし、6月1日及び12月1日の基準日に在職する者に対しまして、報酬の月額に100分の130を乗じて得た額、報酬月額の1.3カ月分をそれぞれ支給することを規定しております。

6ページをお開きください。在職期間に応じた期末手当の支給割合を表のとおり規定しております。

第9条は、報酬の支給方法等について規定しております。

7ページをごらんください。第10条は、時間外勤務報酬や報酬の減額に用いる勤務1時間当たりの報酬額の算出について規定しております。

第11条は、報酬の減額であります。月額または日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が年次有給休暇等を除き、正規の勤務時間に勤務をしないときは勤務をしない1時間につき第10条で算出した勤務1時間当たりの報酬額を用いて減額することを規定しております。

第12条は、町長が特に必要と認める報酬等であります。勤務の特殊性やその他特別の事情により、第3条から第8条で規定した報酬及び期末手当の支給が著しく困難である場合は、常勤職員とのつり合いや職務条件、勤務条件を考慮して規則で定めることを規定しております。

8ページをお開きください。第13条は、通勤に係る費用でございます。第14条は、出張に係る費用の弁償であります。通勤に係る費用と出張に係る費用につきましては、一般職の常勤職員に支給される通勤手当、旅費の例によるものであります。

第15条は、退職者の報酬等であります。退職中は、報酬及び期末手当を支給しないを規定しております。

第16条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則であります。第1項は条例の施行日で、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、報酬等に関する特例で、条例の施行日前に一般職の臨時職員、非常勤職員等として任用された者が条例施行日以後引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員として任用された場合の報酬及び期末手当の年間支給見込み総額が前年度において受給していました給料または賃金の年間支給総額に達しない者については令和3年度までの2年間に限り、前年度の年間総額を12で除した額の範囲内で月額報酬を支給するものであります。

9ページをごらんください。第3項は、前項の報酬等に関する特例が適用になる者には期末手当を支給しないとするものであります。

第4項は、期末手当に関する経過措置で、第8条第1項第2号で規定した期末手当の支給割合を令和2年度と令和3年度の2年間につきましては100分の130を100分の65とするものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

引き続き議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について説明をいたしますので、議案書の11ページをお開きください。

第1条は、条例の目的であります。第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項を定めることを規定しております。

第2条は、給料であります。フルタイム会計年度任用職員の給料を規定しております。

12ページをお開きください。第3条は、給料表であります。フルタイム会計年度任用職員の給料は、職種の区分に応じて職員の給与に関する条例で定める給料表を準用し、職務の内容等に基づき、職務の級に分類することを規定しております。

第4条は、職務の級及び号給の基準であります。職務の級及び号給は、別に定める基準

により任命権者が決定することを規定しております。

第5条は、給与の支給方法について規定しております。

第6条は、給与の減額であります。勤務しないときの給与の減額につきましては、一般職の常勤職員の例によることを規定しております。

第7条は、時間外勤務手当について規定しております。

第8条は、休日勤務手当について規定しております。

13ページをごらんください。第9条は、夜間勤務手当について規定しております。

第10条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について規定しております。

第11条は、宿日直手当について規定しております。

第12条は、期末手当についてであります。期末手当は、任用期間が6カ月以上の者に対して一般職の常勤職員の例により支給することを規定しております。

第13条は、通勤手当について規定しております。

第14条は、特殊勤務手当について規定しております。

第15条は、退職者の給与であります。退職中は、給与を支給しないことを規定しております。

14ページをお開きください。第16条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則であります。第1項は条例の施行日で、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は、給与に関する特例で、条例の施行日前に一般職の臨時職員、非常勤職員等として任用された者が条例施行日以後引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員として任用された場合の給与の年間支給総見込みが前年度において受給しておりました給料または賃金の年間支給総額に達しない者につきましては、令和3年度までの2年間に限り、前年度の年間総額を12で除した額の範囲内で給料を支給するものであります。

第3項は、前項の給与に関する特例が適用になる者には期末手当を支給しないものであります。

第4項は、期末手当に関する経過措置で、第12条第1項で規定した期末手当の支給額を令和2年度と令和3年度の2年間にしましては100分の50とするものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号及び議案第2号と同様の理由により、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(野島 健君) 議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律で議案第1号及び議案第2号の会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係する条例の規定を整理する必要が生じたため、その一部を改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第3号資料をごらんください。右欄が現行の条

例、左欄が改正案となっております。

第1条関係は、由仁町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条は、任命権者の報告事項の規定で、人事行政の運営状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項で、職員のうち臨時的に任用された職員及び非常勤職員は報告から除くこととされておりますが、第2号会計年度任用職員でありますフルタイム会計年度任用職員は報告の対象とするものであります。

第2条関係は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条は、休職の効果の規定で、第1項は文言整理であります。

第4項は、項の追加で、会計年度任用職員の休暇期間の上限を任命権者が定めるとするものであります。

2ページお開きください。第3条関係は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条は、減給の効果の規定で、第1号会計年度任用職員でありますパートタイム会計年度任用職員の減給の際には、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務に係る報酬を減給の対象から除くものであります。

第4条関係は、公益的法人等への由仁町職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、職員の派遣の規定で、地方公務員法の改正により条がずれたため、引用条項と文言を整理するものであります。

第5条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

3ページをお開きください。第16条の2は、条の追加で、会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤職員の勤務時間、休暇等の見出しを定め、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規定するものであります。

第6条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給の規定で、会計年度任用職員を対象から除くものであります。

第7条関係は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

4ページをお開きください。これまで自治区長及び嘱託職員等は特別職非常勤職員として位置づけられておりましたが、このたびの改正により特別職非常勤職員の対象から除くことに伴い、別表第1の全てを改正するものであります。表の全部改正でありますから、全ての内容に下線が記載されておりますが、改正となった部分は区分欄の5、自治区長を削除し、それに伴いまして6、投票所の投票管理者以後の番号をそれぞれ繰り上げ、8、嘱託職員又はこれに準ずる者を7、前各号以外の特別職の非常勤職員又はこれに準ずる者に改めるものであります。

5ページをお開きください。第8条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第18条は、非常勤職員の給与の規定で、会計年度任用職員制度の導入に伴い、常勤を要しない職員の給与は別に条例で定めることを規定するものであります。

6ページをお開きください。附則であります、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第4号 由仁町立保育所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町立保育所条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立保育所の幼保連携型認定こども園への移行及び学校法人への経営移管に伴い、由仁町立保育所条例を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町立保育所条例を廃止する条例について内容の説明を申し上げます。

現在当町の就学前の教育・保育施設は由仁幼稚園、由仁、三川両保育園がありますが、近年の子供の出生数や保護者ニーズを踏まえながら、当町の子供たちが健やかに充実した幼児期を過ごすことができる環境を整えるため、由仁幼稚園と由仁保育園を統合して幼保連携型認定こども園に移行すること及び三川保育園を含め当町で長年幼児教育の中心的役割を担ってきまされた学校法人由仁学園がその経営に当たることなどを内容とする由仁町認定こども園設置計画、これを昨年6月に策定し、その後幼稚園や保育園、小学校の保護者、教育関係者などで構成する由仁町認定こども園開設準備委員会におきまして認定こども園の開設に必要な協議を行ってきたところであります。現在町と由仁学園におきまして引き続き協議を進めているところでありますが、学校法人由仁学園による幼保連携型認定こども園の開設及び私立としての三川保育園の開設を令和2年4月1日としていることから、同日をもって町立保育所を廃止しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第4号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

まず、附則であります。第1項は施行期日で、この町立保育所を廃止する条例の施行期日を令和2年4月1日としようとするものであります。

第2項及び第3項は、由仁町立保育所条例を廃止することにより改正を要する条例の一部改正であります。第2項は職員の給与に関する条例の一部改正で、別表第3の行政職給料表（一）、等級別基準職務表中3級及び4級に規定しております保育所の園長の職務を削るものであります。第3項は、やっぱり由仁のものがいい条例の一部改正で、町の役割を規定しております第8条中「学校や保育所など」を「学校など」に改めようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町立保育所条例を廃止する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第5号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和2年4月に新設される幼保連携型認定こども園へ給食を提供することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(泉 陵平君) 議案第5号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和2年4月に新設される幼保連携型認定こども園へ給食を提供することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第5号資料、由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

第4条第2項は、給食センターの業務で、その実施範囲を現在の私立幼稚園から認定こども園が定義されております子ども・子育て支援法に規定する教育・保育施設へと改めようとするものであります。

続きまして、第6条第3項は、給食費の取りまとめで、納付の取りまとめを教育・保育施設、施設の長が行う内容に改めようとするものであります。

附則であります。この条例の施行期日は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(野島 健君) 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置といたしまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、欠格条項、そ

の他権利の制限に係る措置の適正化を図る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。法の改正によりまして、成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重し、各種法律における成年被後見人または被保佐人に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第6号資料をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係は、由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

第2条は、登録の資格の規定で、第2項に印鑑登録をすることができない者を規定しておりますが、成年被後見人であっても法定代理人が同行し、かつ本人による申請があった場合には印鑑登録が可能になったことから、第2号の成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものであります。

第3条第2項は、文言の整理であります。現行の条例では第6条第4項で規定しておりました記載という文言の定義を第3条第2項において行おうとするものであります。

2ページをお開きください。第2条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。法の改正により、地方公務員法第16条第1号の欠格条項、成年被後見人または被保佐人に該当する者が削除されたことに伴い、この条項によって失職した者を支給制限の対象から除く規定を削除するものであります。

第16条は、求職者の給与の規定で、第4項は欠格条項の削除に伴う文言の整理であります。

第17条の2は、期末手当の規定で、第1項は欠格条項に係る部分を削除するものであります。

3ページをお開きください。第4項は、期末手当の基礎額の規定であります。失職者を対象から除外するものであります。

第17条の3は、期末手当を支給しない者の規定で、第2号につきましても欠格条項の削除に伴い、関連する文言を削除するものであります。

第17条の5は、勤勉手当の規定で、同様に関連する文言の削除であります。

4ページをお開きください。第2項第1号につきましても失職者を対象から除外するものであります。

第3条関係は、由仁町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

第3条は、旅費の支給に関する規定で、第2項は文言整理であります。

第3項は、欠格条項の削除に伴う文言の整理であります。

第4条関係は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

5ページをお開きください。第23条第2項は、職員に関する規定で、第2号で養育里親となることのできない者を規定しておりますが、成年被後見人及び被保佐人について規定している児童福祉法第34条の20第1項第1号が削除されたことに伴い、引用している児童福祉法の号番号を整理するものであります。

附則であります。この条例は、令和元年12月14日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等により、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等を鑑み、必要な措置を講じようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第7号資料をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第15条は、償還等の規定で、第3項の改正により、災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払いの期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認めるときは、償還金の支払いを猶予することができるものとなり、償還免除につきましても死亡または重度障害の場合に加えて新たに破産手続の開始の決定、または再生手続の開始の決定を受けたときについても償還未済額の全部または一部の償還を免除することができるものとしております。また、支払いの猶予、償還免除をするか否かを判断するときに災害援護資金の貸し付けを受けた者、もしくはその保証人の収入や資産について報告を求めることができるものとしております。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 14 議案第 8 号

○議長（熊林和男君） 日程第 14、議案第 8 号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 7 号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額や介護老人保健施設事業特別会計繰出金の追加、職員の異動などによる人件費の整理、後期高齢者医療広域連合療養給付費の減額など、歳入ではふるさと寄附金及び財政調整基金繰入金増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和元年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などによる人件費の整理及び消費税額の確定による減額など、歳入では消費税還付金の計上及び一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護予防に係る給付費の増額、歳入ではこれら歳出の計上に伴う国・道支出金及び支払基金交付金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第11号 令和元年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 令和元年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳入では保険料の増額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和元年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長(熊林和男君) 日程第18、議案第12号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出では職員の異動に伴う人件費の整理及び借り入れ利息の確定による減額など、収入では高料金対策の確定に伴う一般会計繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

○議長(熊林和男君) 日程第19、議案第13号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第13号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などによる人件費の整理及び備品購入費の増額など、歳入では診療報酬の増額及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第14号

○議長(熊林和男君) 日程第20、議案第14号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第14号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の整理及び出張医師等の報酬、給食業務に係る委託費の減額など、歳入では一般会計繰入金が増額及び介護収入の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（熊林和男君） ただいま町長から議案第17号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、これが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第27とし、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第27とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第27 議案第17号

○議長（熊林和男君） 追加日程第27、議案第17号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第17号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、人口減少や節水型機器の普及などによる給水収益の減収に加え、今後計画的に管路施設の更新を進めるため、水道料金を改定しようとするものであります。

なお、改定に当たりましては、第3回定例会において設置されました水道料金改定に関する審査特別委員会の報告結果を踏まえ、提案するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第17号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

このたびの改正は、平成27年7月から千歳川を水源とする石狩東部広域水道企業団からの全量受水に切り替え、良質で安定的な水道水の供給を続けているところではありますが、人口減少や節水型機器の普及などにより給水収益は年々減少し、今後財源不足が生じることに加え、法定耐用年数を経過し、更新時期を迎える管路施設の更新を計画的に進めるため、水道料金の改定をしようとするものです。

議案第17号資料1で説明しますので、そちらをごらんください。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第22条で定める別表、水道料金を次のとおり改めるものです。表を見やすくするため、文言の整理と単位を日本語表記から計量単位の記号による表記に変更しております。

各用途の現行料金が改正案で幾らになるのか、改定率とあわせて説明いたしますので、議案第17号資料2をごらんください。1列目は用途、2列目は基本水量、3列目は現行の基本料金、4列目は改定後の基本料金、5列目は基本料金の改定率、6列目は現行の超過料金、7列目は改正後の超過料金、8列目は改定後の超過料金の改定率を記載しております。

用途が家事用の口径が13ミリでは、基本料金が現行料金より352円増額の1,969円で、改定率は21.77%の増、口径20ミリ以上の基本料金の改定率は26.25%の増、超過料金は逦増逦減型の段階区分とし、8立方メートル以上10立方メートルまでを現行料金より50円減額の280円で、改定率は15.2%の減、11立方メートル以上20立方メートルまでを現行料金より20円増額の350円で、改定率は6.1%の増、21立方メートル以上100立方メートルまでを現行料金より87円増額の417円で、改定率は26.25%の増、101立方メートル以上で現行料金より43円増額の373円で、改定率は13%の増になります。

用途が営業用から臨時用2種までの基本料金の改定率は26.25%の増、超過料金の改定率は基本水量を超え、100立方メートルまでが26.25%の増、101立方メー

トル以上が13%の増となり、基本料金、超過料金の改定額は記載のとおりであります。

このたびの改定で平均改定率は16.04%の増、最少改定率は家事用の口径が13ミリで20立方メートル使用した場合の6.81%の増、最大改定率は26.25%の増となります。

議案の3ページに戻りまして、附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

第2項は、料金の適用に関する経過措置で、改正後の由仁町水道事業給水条例第22条の規定は、この条例の施行の日の翌月のメーター計量分から適用し、施行日の当月のメーター計量分についてはなお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては条例に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号の取り扱いについては、由仁町議会委員会条例第5条の規定により、由仁町水道事業給水条例審査特別委員会を設置し、その構成は議長を除く9名とし、これに付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま設置されました由仁町水道事業給水条例審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議

員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を由仁町水道事業給水条例審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時33分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

由仁町水道事業給水条例審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に大竹君、副委員長に羽賀君です。

由仁町水道事業給水条例審査特別委員会は、付託となった議案第17号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日12月12日は休会とし、12月13日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

12月13日の会議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願

います。
ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時35分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

6 番議員 平 中 利 昌

7 番議員 大 竹 登